

リユース部品、リビルト部品の範囲について

リユース部品	<p>一度使用された部品を、<u>当該部品の構造、機能、性能を変更することなく、そのまま再利用した部品</u></p> <p>(使用済自動車から取り外された部品を、取り外した時点での機能、性能のまま供給)</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車ユーザー、自動車整備事業者等では、再利用される部品が、機能の復元等が行われたか、取り外された時点の機能、性能のまま利用されるかによって、リビルト、リユース部品が区別される ○こうした自動車ユーザー、自動車整備事業者等における認識を踏まえ、<u>商品化に際して実施される作業技術(加工)ではなく、供給時の部品の状態から、リユース部品、リビルト部品の範囲を区分</u>
リビルト部品	<p>一度使用された部品を、<u>分解、再組立てにより機能、性能の復元し、若しくは基本機能を維持しつつ、部品の構造、性能を変更し、再利用した部品</u></p> <p>(使用済自動車から取り外された部品、または修理のため交換された部品の機能、性能を復元、または基本機能を維持しつつ、部品の構造、性能を変更して供給)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一方、利用選択時に混乱を生じないよう、商品化に際して適用する洗浄、美化技術等について、<u>一定の範囲を示すことが有効であり、規格を運用するなかで、部品の種類ごとに整理</u> ○また、供給事業者に対しては<u>商品化工程における作業内容の記録、管理を求めることが必要</u>

※ 製造物責任、特許等の責任所在は、リユース部品、リビルト部品の供給事業者が商品化プロセスで実施した行為によって判断されるものであり、上記の範囲によって判断されるものではない

【第4回研究会で提示した案】

リユース部品	一度使用された部品に、分解等の手を加えず、又は原部品及び構成部材に影響を与えない洗浄、美化によって、商品化された再利用部品	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リユース部品の商品化に際し、様々な洗浄、美化技術が用いられているなか、供給事業者では「影響を与えない」手法の線引きが難しい
リビルト部品	一度使用された部品に対し、構成部材の交換、再組み立て、又は原部品若しくは構成部材に加工(JISの範囲)などを行い、商品化した再生部品	

参考 リユース部品、リビルト部品の定義

▶自動車リサイクル部品認知度向上調査報告書(平成15年3月 経済産業省)

リサイクル部品	部品の原型を最大限に止めたまま、再利用される部品で、品質確認を介して商品化されたもの。リユース部品とリビルト部品から成る。
リユース部品	使用済自動車から利用できる部品を取り外し、分解等の手を加えず、目視、現車・テスターなどによる点検を行い、清掃・美化を施し、商品化された再利用の部品。
リビルト部品	使用済自動車から取り外した部品や修理の際に発生した交換部品等をベースに、摩耗、劣化した構成部品を新品と交換、再組み立てし、テスターを用いて品質確認を行い、商品化された再利用の部品。
その他(解体部品)	品質確認などを介さず、使用済自動車から取り外してそのまま再利用される部品。

▶自動車のリサイクル部品の品質確保等に関する調査検討報告書(平成14年5月 国土交通省)

リユース部品	<ul style="list-style-type: none">・使用済み自動車から取り外して、必要な点検をし、要件を満たしたもの・リユース部品供給事業者の保証がついているもの
リビルト部品	<ul style="list-style-type: none">・使用済み自動車から取り外した部品を修理し、新品と同等の機能を持っているもの・リビルト部品供給事業者の保証がついているもの